3月分 №.6

件 名	農村振興と鳥獣対策について
受付日	令和6年3月26日
ご意見・ご提案 の概要	ツキノワグマの被害対策を含め、鳥獣対策は農政部 において一貫して実施してほしい。
県の考え方	野生鳥獣は農林水産業だけでなく、生活環境や生態 系など、様々な場面で影響を及ぼしていることから、 本県においては、対策に関わる法律、制度、予算を所 管する関係部局が連携して対応しています。 また、高齢化等に伴う集落活動の低下が、耕作放棄 地の増加につながり、さらなる鳥獣被害を招く悪循環 を生じさせることから、農業者だけでなく、地域住民 が一体となった農地維持活動や荒廃農地解消活動、鳥 獣害対策を進めているところです。 ツキノワグマにつきましては、「第二種特定鳥獣管 理計画」に基づき、関係課で連携して必要な被害対策 を進めてまいります。
担当課	農政部農村振興課